

駿東伊豆消防組合人事行政の運営等の状況

駿東伊豆消防組合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成28年駿東伊豆消防組合条例第12号）に基づき、令和5年度における駿東伊豆消防組合人事行政の運営等の状況について、次のとおり報告します。内容については特段の記載がない限り、再任用職員を含み、会計年度任用職員、沼津市派遣行政職員及び函南町派遣行政職員を除くものとします。

1 任用に関する状況

(1) 採用の状況（令和5年度中）

区分	人数
新規採用職員	23人
再任用職員	18人

※「再任用職員」とは、高齢者雇用の推進等のため、定年退職者等のうち、改めて採用される職員で、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の4の規定により採用される常時勤務職員と、同法第28条の5の規定により採用される短時間勤務職員があります。

※再任用職員的人数は、派遣元市町で採用され駿東伊豆消防組合へ派遣された職員を含む。

(2) 退職の状況（令和5年度中）

区分	定年退職	早期退職	自己都合	懲戒免職	死亡退職	合計
退職者数	0人	1人	11人	0人	1人	13人

※駿東伊豆消防組合への派遣を解除された後、派遣元市町にて退職した者を含む。

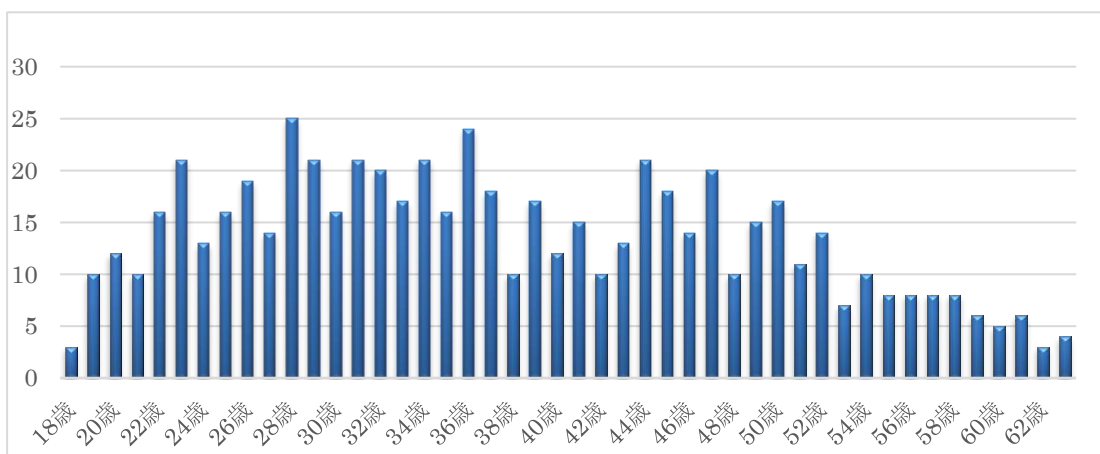
(3) 職員の状況

年齢別職員構成状況・年齢別構成比（令和5年4月1日）（単位：人）

区分	条 例 定 数	合 計	18歳 ～ 25歳	26歳 ～ 30歳	31歳 ～ 35歳	36歳 ～ 40歳	41歳 ～ 45歳	46歳 ～ 50歳	51歳 ～ 55歳	56歳 ～ 60歳	61歳 以 上
人数	609	623 (18)	101	95	95	81	77	76	50	35 (5)	13 (13)

※（ ）は人数のうち再任用職員的人数

年齢構成比グラフ（参考）



(4) 職員数（署所別）（令和5年4月1日）

（単位：人）

区 分 条例定数 609人		合計	消防吏員							事務員		
			消防正監	消防監	消防司令長	消防司令	消防司令補	消防士長	消防副士長		消防士	
合計		623 (18)	1	7	20	112 (1)	154 (6)	190 (7)	61 (3)	76 (1)	2	
消防本部	消防長		1	1								
	消防部	消防部長	1		1							
		企画課	7 (1)		1	1	2	2	1 (1)			
		総務課	45 (1)			2	6	9 (1)	4		23	1
		予防課	16 (3)			2	4	7 (1)	3 (2)			
	警防部	警防部長	1		1							
		警防課	8 (1)			2	2	2	2 (1)			
		救急課	7 (2)			2	2	2 (1)		1 (1)		
通信指令課		25			2	7	7	9				
第1方面	方面本部		9 (3)				2	1 (1)	3	2 (1)	1 (1)	
	沼津南消防署	沼津南消防署	53		1	1	9	13	18	6	5	
		静浦分署	18				3	3	7	3	2	
		内浦出張所	9					3	3		3	
		大平出張所	9					3	3		3	
		西浦出張所	9					3	6			
	戸田出張所	9					3	5	1			
	沼津北消防署	沼津北消防署	62		1	1	12	16	20	9	3	
原分署		30				6	6	10	4	4		
清水町消防署		35 (1)			1	8	8 (1)	11	3	4		
第2方面	方面本部		5 (1)				2	1	2 (1)			
	田方中消防署		50		1	1	9	12	17	4	6	
	田方北消防署		47 (1)			1	9	10	17 (1)	4	6	
	田方南消防署	田方南消防署	35 (1)			1	8	9 (1)	10	5	2	
		西出張所	9					3	5	1		
第3方面	方面本部		5 (2)				1	2 (1)	1	1 (1)		
	伊東消防署	伊東消防署	50		1	1	9	12	16	5	6	
		八幡野分署	18				3	6	4	3	2	
		宇佐美出張所	9					3	3	3		

	吉田出張所	9					3	3	2	1	
	東伊豆消防署	29 (1)			1	7	5	7 (1)	4	5	
会計室		3			1	1					1

※（ ）は人数のうち再任用職員の人数

2 人事評価の状況

人事評価制度は、仕事の成果、職務遂行能力及び業務に対する取り組み状況などを的確に把握し評価することで、適正な人事管理を実施するとともに、職務遂行上の責任感とやる気を促し、職員の能力開発、モチベーションの向上につなげ、組織の活性化及び住民サービスの向上に資するための人材育成などに活用しています。

(1) 制度の概要

各職員（被評価者）が、組織の目標及び標準的職務遂行能力を踏まえて自ら設定した目標の達成度を評価するとともに、5項目の業績の評価及び10項目の能力評価をそれぞれ5段階で評価します。

評価は1人の被評価者に対して、一次評価者と二次評価者の2人が評価し、評価に偏りやルール違反などがある場合には是正を促すなど、公正さを確保しています。

(2) 評価期間

4月1日から翌年3月31日まで

(3) 対象者

消防長を除き、会計年度任用職員及び函南町派遣行政職員を含めた全職員

(4) 令和5年度の実施者数

対象者数	627人
実施者数	617人

※未実施は休業・休職中の職員

3 給与の状況

(1) 令和5年度人件費の状況（全体）

住民基本台帳人口	歳出総額 (A)	人件費 (B)	人件費率 (B)÷(A)
409,756人	6,258,902千円	5,102,587千円	81.5%

※住民基本台帳人口は、令和5年4月1日現在の構成市町（沼津市・伊東市・伊豆市・伊豆の国市・東伊豆町・函南町・清水町）の住民基本台帳人口の合計

(2) 令和5年度給与費の状況（全体）

職員数 (A)	給与費			1人当たり給与費 (B)÷(A)
	給料	手当等	計(B)	
623人	2,307,047千円	1,965,982千円	4,273,029千円	6,859千円

(3) 手当等の状況（令和5年度実績）（単位：千円）

扶養手当	地域手当	住居手当	通勤手当	特殊勤務手当	時間外勤務手当	宿日直手当	夜間勤務手当
96,927	92,126	36,796	76,709	50,225	122,037	92	63,944
休日勤務手当	管理職手当	期末手当	勤勉手当	児童手当	退職手当組合負担金	管理職員特別勤務手当	単身赴任手当
200,758	20,333	526,962	422,128	67,085	188,266	323	1,272

(4) 特殊勤務手当について（令和5年度）

手当の種類	単 価	内 容
救急業務手当	1回につき 200円	救急車又は消防車により救急業務に従事したときに支給する。
救助業務手当	1回につき 200円	救出救助業務に従事したときに支給する。
夜間業務手当	1回につき 410円	深夜勤務に従事したときに支給する。
救急救命士手当	1回につき 150円	救急救命士が救急業務に従事したときに支給する。
潜水作業手当	1時間につき310円	潜水器具を着用し潜水作業又は訓練に従事したときに支給する。
火災業務手当	1回につき 200円	火災業務に従事したときに支給する。
	※特に困難な作業で心身に著しい負担を与えると認められる場合は、その100分の50に相当する額を加えた額を支給する。	

(5) 期末手当・勤勉手当について（令和5年度）

支給期別支給月数			職務上の段階、職務の級等による加算措置
6月	12月	支給月数計	
2.2月分	2.3月分	4.5月分	有

(6) 退職手当について（令和5年度）

区 分	定年退職（月分）	応募認定退職（月分）
勤続20年	24.586875	24.586875
勤続25年	33.270750	33.270750
勤続35年	47.709000	47.709000
その他加算措置等	制度なし	定年前早期退職特例措置（2%～45%）

(7) 職員の初任給の状況（令和5年度）

区 分	初任給の額
大学卒	217,100円
短大卒	202,100円
高校卒	188,100円

(8) 特別職の報酬の状況（令和5年度）

区分	報酬年額
管理者	40,000円
副管理者	34,000円
議長	34,000円
副議長	30,000円
議員	28,000円

4 勤務時間その他の勤務条件の状況

(1) 勤務時間の状況

ア 毎日勤務職員

開始時間	終了時間	1日の勤務時間	1週間の勤務時間
午前8時30分	午後5時15分	7時間45分	38時間45分

イ 交替制勤務職員

開始時間	終了時間	1日の勤務時間	夜間勤務時間	1週間の勤務時間 ※
午前8時30分	翌日 午前8時30分	15時間30分	午後6時15分から 翌日午前8時30分まで 3交替で勤務	38時間45分

※交替制勤務職員は、3週間で1サイクルとして交替勤務を行い、1週間平均で38時間45分となるように勤務しています。

(2) 主な休暇制度の種類・概要

区分	概要
年次有給休暇	原則、1年につき20日付与され、残日数は20日を限度として翌年に繰り越すことができる休暇です。
病気休暇	負傷又は疾病のため療養する必要がある、勤務しないことがやむを得ないと認められる場合における休暇です。
特別休暇	選挙権の行使、結婚、出産、交通機関の事故その他の特別の事由により職員が勤務しないことが相当である場合における休暇です。
介護休暇	親族で負傷、疾病又は老齢等により日常生活を営むのに支障がある者の介護をするため、勤務しないことが相当であると認められた場合における休暇です。

(3) 年次有給休暇の状況（令和5年中）

対象職員数（人） （A）	総取得日数（日） （B）	平均取得日数（日） （B）÷（A）
617	7,643	12.39

※対象職員数は、令和5年4月1日に在職していた職員

※総取得日数は、対象職員が令和5年中に取得した年次有給休暇の総数

5 休業、分限及び懲戒処分の状況

(1) 育児休業等の取得状況（令和5年度中）

男性職員	6人
女性職員	0人

(2) 分限処分及び懲戒処分の状況（令和5年度中）

区分	種類	人数	内容
分限処分	免職	0人	勤務成績が良くない場合、心身故障のために職務の遂行に支障があり又はこれに堪えない場合や、その職に必要な適正を欠く場合など、その職員の意に反して行われる処分です。
	休職	0人	
	降任	0人	
	降給	0人	
懲戒処分	免職	0人	法令違反のほか、職務上の義務違反や全体の奉仕者としてふさわしくない非行があった場合に科す処分です。
	停職	0人	
	減給	0人	
	戒告	0人	

6 服務の状況（令和5年度中）

職員は、法律又は条例に特別の定めがある場合を除き、職務の遂行に当たっては、全力を挙げてこれに専念しなければなりません。ただし、研修を受ける場合や厚生事業等に参加する場合などは、任命権者の承認を得て、職務専念義務が免除される場合があります。

また、職員は任命権者の許可を得なければ、営利企業等の役員を兼ねたり、報酬を得ていかなる事業又は事務にも従事をしたりしてはならないとされています。

区分	件数
職務専念義務免除の状況	6件
営利企業等従事許可の状況	1件

7 退職管理の状況（令和5年度中）

地方公務員法第38条の2第8項及び第38条の6第2項に規定されている職員の退職管理の適正の確保について、駿東伊豆消防組合の退職管理に関する条例（平成28年駿東伊豆消防組合条例第20号）及び同規則に定め、離職前に課長職以上に就いていた職員に対し、離職後2年間、営利企業等に就職した情報の届出を義務付けております。

これは退職者が営利企業に再就職した場合、再就職先である営利企業等と地方公共団体との間の契約事務について、離職後2年間、離職前5年間の職務に関して、現職員に働きかけることを規制するため行うものです。

区分	件数
届出件数	0件

8 研修の状況（令和5年度中）

	研修概要	人員(人)
消防大学校研修	幹部科	1
	救助科	1
	予防科	0
	救急科	1

救急救命研修	救急救命東京研修所	5
	救急救命九州研修所	1
静岡県消防学校研修	初任科	23
	水難救助科	6
	救助科	6
	潜水土試験対策講習	6
	初級幹部科	1
	女性消防吏員講習	2
	警防科	3
	中級幹部科	1
	予防査察・危険物科	3
	上級幹部科	1
	救急科	13
	指令センター員講習	2
	実践的大規模災害対応講習	2
	火災調査科	3
	ホットトレーニング講習	28
	合同聴講（予防査察科 他）	6
資格取得講習	2級小型船舶免許	4
	小型移動式クレーン運転技能講習	6
	無線従事者養成講習	5
	玉掛技能講習	6
	小型車両系建設機械特別講習（整地等）	3
	小型車両系建設機械特別講習（解体）	3
	特別管理産業廃棄物管理責任者講習	1
	衛生管理者資格取得講習	1
	衛生管理者試験	1
	潜水土試験	6
その他の研修		70

※ その他の研修については、市町村アカデミー、NOMA行政管理講座等で開催されている、各種行政事務に関する専門的知識の習得を目的とした研修です。

9 福祉及び利益の保護の状況

(1) 福利厚生事業概要

職員の福利厚生制度は、静岡県市町村職員共済組合により実施されており、主に3つの事業を行っています。

事業	概要
短期給付事業	病気、けが、出産、休業、災害、死亡などの際に、組合員とその家族に必要な給付を行います。
長期給付事業	組合員の退職、障害、死亡の際に、年金や一時金の受付審査を行います。
福祉事業	疾病予防・健康保持増進に関する事業や住宅資金等の貸し付けなどを実施します。

(2) 公務災害、通勤災害の状況（令和5年度中）

区分	認定件数
公務災害	7件
通勤災害	0件

(3) 健康管理（令和5年度中）

職員の疾病の早期発見・予防指導のため、全職員に対する定期健康診断、交替

制勤務職員に対する特定業務従事者健康診断、潜水隊員に対する高気圧業務従事者健康診断、情報機器作業従事者に対する検眼、救急隊員へのB型肝炎予防接種及び消防隊員への破傷風予防接種を行いました。

また、職員のメンタルヘルス対策として、ストレスチェックを実施し、高ストレス状態の職員で希望する者にあつては、産業医との面談を実施しました。

区 分	健康診断				予防接種		ストレス チェック
	定期	特定業務 従事者	高気圧業務 従事者	情報機器 作業従事者	破傷風	B型 肝炎	
受診者	617人	513人	延べ 78人	124人	延べ 56人	延べ 84人	505人

10 等級及び職員の職の属する職制上の段階ごとの職員数の状況

(1) 消防職員の状況（令和5年4月1日）

	職制上 の段階	補職名等	標準的な職	人数 (人)	割合 (%)
消防吏員	消防正監	消防長	消防長	1	0.2
	消防監	部長、方面本部長、 参事、消防署長	部長	7	1.1
	消防司令長	課長、副参事、消防署長	課長	20	3.2
	消防司令	課長補佐、主幹、分署長、 消防副署長、当直司令、 統括指導官	課長補佐	112	18.0
	消防司令補	係長、主査、出張所長	係長	154	24.7
	消防士長	係員、所員	主任	190	30.5
	消防副士長	係員、所員	係員	61	9.8
	消防士			76	12.2
消防吏員以外	なし	課長補佐、主幹	課長補佐	0	0.0
		係長、主査	係長	2	0.3
		主任、副主任	係員	0	0.0
		主事、主事補		0	0.0
合計				623	100.0

(2) 級別職員数等の状況（令和5年4月1日）

ア 駿東伊豆消防組合（消防職）

級	階 級	人数（人）	割合（%）
1級	消防士、消防副士長	128	36.1
2級	消防副士長、消防士長	43	12.1
3級	消防副士長、消防士長	29	8.2
4級	消防士長、消防司令補	93	26.3
5級	消防司令	52	14.7
6級	消防司令長	7	2.0
7級	消防監	2	0.6
8級	消防正監	0	0.0
計		354	100.0

イ 駿東伊豆消防組合（行政職）

級	階 級	人数（人）	割合（％）
1 級	主事補	0	0.0
2 級	主事	0	0.0
3 級	主任	0	0.0
4 級	主査	2	100.0
5 級	主幹	0	0.0
計		2	100.0

ウ 沼津市（行政職）

級	階 級	人数（人）	割合（％）
1 級	消防士	0	0.0
2 級	消防副士長	3	1.6
3 級	消防士長	45	23.7
4 級	消防士長	32	16.8
5 級	消防司令補	52	27.4
6 級	消防司令	46	24.2
7 級	消防司令長	8	4.2
8 級	消防監	4	2.1
9 級	消防正監	0	0.0
計		190	100.0

エ 伊東市（行政職）

級	階 級	人数（人）	割合（％）
1 級	消防副士長、消防士長	4	5.2
2 級	消防副士長、消防士長	22	28.6
3 級	消防司令補	23	29.8
4 級	消防司令補、消防司令	21	27.3
5 級	消防司令長	5	6.5
6 級	消防監、消防正監	2	2.6
計		77	100.0